

令和2年3月11日

保護者 様

京都府立豊学校
校長 芦田 雅哉

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業期間の延長と対応について

平素は、本校の教育推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスへの感染予防や感染拡大防止に係る臨時休業に対しては、それぞれの御家庭でできる限りの対応をしていただいていますことに、心より感謝申し上げます。そのような中ですが、府内の感染状況を踏まえて、下記のとおり府立特別支援学校として臨時休業の期間を延長することになりました。

つきましては、社会的な状況や感染予防・感染拡大防止について御理解いただき、引き続き御家庭での見守りや福祉サービス等の利用によって御対応いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

記

1 臨時休業延長の期間

令和2年3月16日（月）から令和2年3月19日（木）

※3月20日以降は、春休みとなります。

2 修了式について

- ・幼児及び児童生徒への感染防止のために取り止めます。

3 個人懇談会及び通知表について

- ・学部や学年等の必要性に応じて、個人懇談会を持たせていただくことがありますので、御協力をお願いします。詳しいことは、担任等より連絡いたします。
- ・通知表については、以下の方法でお渡しします。
 - (1) 個人懇談会や荷物を取りに来られるときに手渡しをする。
 - (2) 学校に来られない場合は、保護者の了承を得た上で郵送する。
 - (3) 学校に来られる機会がなく、郵送もできない場合は新学期が始まってから渡す。

4 学校での受入れについて

臨時休業期間中において、以下の場合は引き続き学校での受入れを行います。なお、感染予防のために保護者による送迎を原則とします。御希望や御相談があれば、学校（小西副校長）まで御連絡ください。

- ・保護者の就労等によって自宅や福祉サービス等で対応ができない場合を対象とします。
- ・本人及び家族に発熱や咳等の風邪の症状がない場合に限り、必ず当日の朝に検温をし、風邪症状がないかどうか確認してください。

5 その他

- ・本人に発熱や咳等の症状が続くなど、新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合は、主治医等に相談していただくとともに、必ず学校までお知らせください。
- ・春休み中も含め、健康状態や生活の様子を把握するために、週1回程度、学校より電話等での連絡をいたします。
- ・寄宿舎生や学校にある個人の荷物の引き取りをお願いします。引き取りが困難な場合は、新学期まで学校で保管します。
- ・新学期の始業式や入学式等の実施については、あらためて連絡します。
- ・不明な点などがあれば、学校までお問い合わせください。

電話：075-461-8121（午後5時半まで）

fax：075-461-8122